

1 議 事 日 程 (第 4 日)

(平成 2 2 年第 3 回有田川町議会定例会)

平成 2 2 年 9 月 2 2 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|-----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 発議第 5 号 | 消防広域化推進についての要請 |
| 日程第 2 | 議案第 80 号 | 平成 2 2 年度有田川町一般会計補正予算 (第 4 号) |
| 日程第 3 | 議案第 81 号 | 平成 2 2 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 4 | 議案第 82 号 | 平成 2 2 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 5 | 議案第 83 号 | 平成 2 2 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 6 | 議案第 84 号 | 平成 2 2 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 7 | 議案第 85 号 | 平成 2 2 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 8 | 議案第 86 号 | 平成 2 2 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 9 | 議案第 87 号 | 平成 2 2 年度有田川町水道事業会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 10 | 議案第 105 号 | 平成 2 1 年度有田川町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 11 | 議案第 106 号 | 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 107 号 | 有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 108 号 | 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 109 号 | 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 110 号 | 有田川町過疎地域自立促進計画の策定について |
| 日程第 16 | 議案第 111 号 | 有田川町道路線の廃止について |
| 日程第 17 | 議案第 112 号 | 有田川町道路線の廃止について |
| 日程第 18 | 議案第 113 号 | 有田川町道路線の認定について |
| 日程第 19 | 議案第 114 号 | 有田川町道路線の認定について |
| 日程第 20 | 議案第 115 号 | 有田川町道路線の認定について |
| 日程第 21 | 議案第 116 号 | 有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について |

- 日程第22 議案第117号 有田川町林業活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第118号 有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第119号 有田川町健康管理センター、有田川町農林産物振興センター、有田川町生産物販売施設、有田川町農林漁業体験実習館、有田川町林業交流活性化センター、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家、有田川町ふるさとふれあいの丘及び有田川町営キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第120号 有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第121号 有田川町木材利用促進加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第123号 財産の取得について
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第29 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第30 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第31 議員派遣の件
- 日程第32 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	増谷 憲	2番	堀江 眞智子
3番	橋爪 弘典	4番	東 武史
5番	岡 省吾	6番	前 勢利夫
7番	湊 正剛	8番	佐々木 裕哲
9番	森本 明	10番	殿井 堯
11番	坂上 東洋士	12番	楠部 重計
13番	新家 弘	14番	西 弘義
15番	中山 進	16番	竹本 和泰
17番	亀井 次男	18番	森谷 信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番	東 武史	15番	中山 進
----	------	-----	------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（21名）

町 長	中山 正隆	副町長	山崎 博司
清水行政局長	保田 永一郎	会計課長	西尾 幸治
総務課長	山田 清美	企画財政課長	武内 宣夫
総合業務課長	高垣 忠由	消防長	前田 英幸
福祉課長	大方 肇	環境衛生課長	河島 一昭
住民課長	赤井 康彦	税務課長	星田 仁志

建設課長	東 信 行	産業課長	福 原 茂 記
地籍調査課長	上 岡 重 和	水道課長	前 守
下水道課長	東 敏 雄	教育委員長	早 田 智 代
教育長	楠 木 茂	学校教育課長	坂 上 泰 司
社会教育課長	三 角 治		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局 長 山 下 時 克 書 記 池 尻 ひろ子

8 議事の経過

開議 9時35分

○議長（前勢利夫）

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか20人であります。

……………日程第1 発議第5号……………

○議長（前勢利夫）

日程第1、発議第5号、消防広域化推進についての要請を議題とします。

本案は、提出者16番議員、賛成者3番議員ほか3名より提出されていますので、16番議員に提案理由の説明を求めます。

16番、竹本和泰君。

○16番（竹本和泰）

おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、発議第5号、消防広域化推進についての要請について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、地方自治法第99条に規定されている議会の意見書の提出権に基づき、関係行政庁に当たる和歌山県に対して行うものであります。消防広域化推進についての要請（案）を読み上げまして、提案理由といたします。

有田川町の防災拠点である消防庁舎は、昭和54年に建設された建物で老朽化が進み、耐震強度不足からも新庁舎の建設を余儀なくされています。また、指令装置についても更新時期を迎えており、これら2件については当町の早急に取り組む課題であります。

そのような状況の中、平成18年消防組織法の一部改正により、市町村の消防の広域化に関する基本指針が示され、それに基づき和歌山県消防広域化推進計画が策定されています。計画内容は、現在の17消防本部を5消防本部に広域化を図ることと決定されていますが、その進捗状況については、必ずしも順調に進んでいないと思われ

ます。

当町の施策を進める上で、県が策定している消防広域化計画の進捗状況は、当町の

消防庁舎建設及び指令装置更新を進める上でかなりの影響を及ぼします。この計画の中で和歌山県の役割については、関係市町村の自主性を尊重しつつ、広域化のメリット、必要性について、積極的に情報提供を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成に努め、円滑に推進するものとされています。

つきましては、消防広域化推進について計画のスピードアップを図るため、一層の御尽力を賜りたく要請します。また、広域化の推進の前段としての消防通信指令業務の共同運用についても御高察賜りたく、あわせて要請いたします。

平成22年9月22日、有田川町議会。

なお、提出先は和歌山県知事とします。また、和歌山県議会、地元選出県議会議員、和歌山県町村長会及び和歌山県市長会へ写しを送付することといたします。

何とぞよろしく御賛同賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（前勢利夫）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、坂上君。

○11番（坂上東洋士）

質疑というか、文章の9行目の、「順調に進んでいないと思われまして」というところの文章なんやけど。「その進捗状況については、必ずしも順調に進んでいるとは思われません」というのが普通一般的やと思うので、一回検討してほしい。

○議長（前勢利夫）

16番、竹本君。

○16番（竹本和泰）

「順調に進んでいないと思われまして」ということが、今御指摘されたんですけども、県でこういった推進計画が策定されていますけれども、なかなか県の指導が発揮されていないということから、各自治体においては、それに先駆けての計画になっていないということで、「進んでいない」という表現にさせていただいたということがございます。

○議長（前勢利夫）

11番議員、よろしいですか。

（「回答にはなっていないと思う」と坂上議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

11番、坂上君。

○11番（坂上東洋士）

文章表現から言うたら、ちょっとなんせ語尾が悪いんよ。国語博士がおったら、一回聞いてもうて検討してくれよ。

普通一般的には、こういう表現はしないと僕は思うんやで、本を今まで読んできた

中では。そういう意味です。

(「暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり)

○議長(前勢利夫)

字句の修正につきましては、議長権限で行うことができますので、妥当かどうか事務局長と十分相談の上で、訂正せんなん必要がありましたら、訂正をさせていただくことにいたします。

(「異議なし」と坂上議員、呼ぶ)

○議長(前勢利夫)

よろしく御了承のほどお願い申し上げます。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番(増谷 憲)

発議第5号について、討論をさせていただきます。

私は、消防広域化推進についての要請よりも、通信司令室等の施設整備を求める意見書にすべきという立場から討論を行いたいと思います。

この意見書案の中心点は、消防広域化推進のスピードアップを図れということにあります。そして、広域化推進の前段として消防通信指令業務の共同運用を求めていることでもあります。ですから、消防広域化は何をもたらすか明らかにしなければなりません。

まず、消防力の基準を見る必要があると思います。これまで市町村消防の最小限の施設及び人員について定めていた消防力の基準を消防力の整備指針に変えて、目標とすべき消防力の整備水準となりました。そして、施設に係る指針の中で、あちこちに諸事情、つまり「地域における地勢、道路事情、建築物の構造物等の事情を勘案した数とする」と書き込まれたため、目標とすべき人員などの基準が割り込んでいても、諸事情を勘案すれば充足と認定されました。しかし、今回の広域化計画では、この消防力の整備指針から見ても、消防力のさらなる引き下げになる状況が出てまいります。例えば、5万人規模の消防の場合、消防ポンプ車は4台必要であります。30万人規模の消防では14台となります。仮に、それぞれ5万人規模で消防ポンプ自動車が、整備台数は4台ありますが、1台不足の3台しかない6つの消防本部が、広域化で30万人規模となりますと、14台で基準を満たすことになります。本来6台不足のところ、逆に旧6つの消防本部の車を合計した18台あれば、4台も基準を超えたことになってしまい、消防力の切り下げの口実になります。

第2に、市街地で標準的民家が出火した場合、部分消失以内で消火できる発生から消火活動開始までの許容時間は6.5分以内に放水ができるよう、また任意の地点からおおむね1.4キロメートル以内に配置することが定められています。これに対し広域化では、遠方から消防自動車を集結させようとしています。しかし、火災発生等

から20分以上もたって遠方からたくさんの消防車が駆けつけても、被害の軽減には役立ちません。なお、大災害等の事態には、今でも相互応援協定、県内応援協定などで対応できる体制が十分あります。

第3に、小規模消防本部と大規模消防本部が仮に一体化した場合、小規模の職員には階級の引き下げが実施されます。引き下げによって多くの職員のやる気を失うことが現実となります。さらに、火災現場に到着し、水利をとり、消火活動を実施するためには地理を知っていなければなりません。三重県が実施した消防職員に対するアンケート結果では、広域的な異動に伴う地理不案内による不安を訴える消防職員が多数だったと聞いております。

第4に、職員の高度化と専門化を図れるとされていますが、職員の専門教育を行う全国の消防学校は、今でも施設や教官が足りず、新採用消防職員を年度内に教育することさえ困難になって、採用されてもすぐに現場に配属できないのが現状であります。また、今全国で起こっている職員の残念な出来事を考えると、現場ですぐ間に合い、信頼される職員づくりこそが大切ではないでしょうか。

第5に、地域の消防団との関係では、地域の消防署が広域化されますと消防団と分断されてしまい、地域の消防防災体制に困難が十分予想されます。危機管理で最も重要な原則は、統一した指揮であり、消防団と消防署の分断はあってはなりません。

第6に、消防職員の充足率ですが、全国平均は75%、この間ほとんど変化はしておりません。仮に計画されています有田郡市と日高郡市の広域化で言いますと、消防職員の充足率は有田市消防で41%、湯浅広川消防本部で47%、御坊市消防本部で50%、日高広域消防本部で59%、有田川消防本部で69%、これは県内の消防本部の中では第5番目に位置している充足率であります。平均より低い中で、有田川町が一番高いという状況の中で広域化されて、住民の生命や財産を守れるのでしょうか。この進まない理由に財政問題や行政改革に伴う定数管理にあると言われてはいますが、同時に消防職員に関する地方交付税の算定基準が、消防力の整備指針とは別に、人口10万人当たり119人とされていることも重要な原因であることは明らかです。これに対して政府は、警防要員をふやすのではなく、広域化で一つの消防本部になれば、それまでの本部要員を警防要員に充てることできるとしています。

しかし、既に広域化した愛知県刈谷市の衣浦東部消防局は、広域化前に412人だった消防職員が402人に10人が減員しています。一宮市では、300人の警防隊員が287人に減らされています。愛知県内の例で言いますと、30万人未満の消防本部の全職員に対する本部要員比は平均11.8%であるのに対し、30万人以上で平均17.3%となっています。消防の規模が大きくなれば、企画部門を充実させて本部機能を強化しなければならないからであります。さらに消防本部が市町村の一つの課である場合、消防にかかわる予算、給与、条例、規則など市町村の担当課が対応しますが、広域化で消防が別の地方公共団体となれば、これらの事務も新たな広域消

防の所掌となって事務量がふえて、当然広域化前より本部要員の増強が必要となります。逆に消防団を初め水防、防火教育等は市町村の事務ですから、その要員確保のため消防職員を減員して対応していかざるを得ません。結局、安上がりな消防体制づくり、広域連合や道州制をにらんで地方公共団体の事務を広域化させて、道州制等をしやすくさせるためのものと言わざるを得ません。よって、有田川町に求められているのは、町民の生命と財産を守る消防力の基準を高め、一刻も早く火災現場や災害現場へ着いて活動できる体制づくりであると考えます。有田と日高、各有田地域の消防署の消防力の基準は、有田川町より低いのが現状で、広域化されても基準が上がらず、迅速な対応がとれないことが十分予想されます。

よって、広域化の意見書ではなく、デジタル化の対応も入れた通信司令室を含めた消防署の整備を求める意見書にすべきことを申し述べて、反対討論といたします。

○議長（前勢利夫）

賛成討論はありませんか。

（「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（前勢利夫）

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 9時52分

再開 9時54分

~~~~~

○議長（前勢利夫）

再開します。

討論ありませんか。

9番、森本君。

○9番（森本 明）

それでは、議長の許可をいただきましたので。

消防広域化推進についての要請について、私はこの文案のとおり賛成いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（前勢利夫）

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第2 議案第80号……………

○議長（前勢利夫）

日程第2、議案第80号、平成22年度有田川町一般会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

補正予算第4号について、質疑をさせていただきます。

今回、歳出の39ページに、測量設計監理委託等ということで1,820万円組まれています。これは今回、老朽化等したあさぎり周辺の整備のためのものだとお聞きしておりますが、これは以前に国との関係で一たん事業は中断とかいろいろあって、なかなか見通しが立たなかったと聞いております。今回再度予算化されたことによって、これらの施設の今後の整備・改修についてどういう見通しで、どういう内容になっていくのか説明を求めます。

以上です。

○議長（前勢利夫）

産業課長、福原君。

○産業課長（福原茂記）

今の増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、この計画は、いろんな国の事情の中で一たん中断をしたわけですが、再度この5月、計画を上げまして採択をされたものでございます。今後の予定ですが、担当課の方で考えておる予定、これは国の方にこの予定でお諮りをしているわけですが、今回、22年度補正として、あさぎり周辺3施設の建てかえに向けての測量をお願いする予定をしています。そして、23年度から順次、老朽化してる施設の建てかえを行っていく予定をしております。

その中で、平成23年度には農林産物振興センター、これは正面上がって向かって左側の建物で、いろいろ農林産物を販売している建物ですが、これにつきましては一時使用していない泉水と言われた場所で仮営業をしながら解体・撤去をし、その跡地に建設をするというふうに聞いております。

それから平成24年、これが一番大きな事業年度になるわけですが、この高齢者生産活動センター、これは正面で紙すき体験とかそういうものをしているところですが、この後ろの方に、いわゆる紙すきのできる作業部分をまず建設いたしまして、その施設を撤去し、そのところに建設をすると。ですから、体験等はしばらく休止せざるを得ないというふうに考えております。

それから、24年度には同時に農山漁業体験実習館、これは「あさぎり」です。これについても、今の現行の少し前の方へ建設いたしまして、そしてこれは町単の工事になるわけですが、今通ってる町道も敷設がえをいたしまして、現行のちょっと

前の位置へ宿泊施設を建設すると。今のあさぎりにつきましては、25年度に解体をいたしまして、駐車場になる予定であります。以上が計画の予定です。事業費としては、約5億5,000万円ほどを予定しております。これは、今言った農山漁村活性化プロジェクト交付金事業、国費50%。町道の敷設がえ等につきましては、この交付金対象にはならないわけですが、その事業を充てて推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前勢利夫）

1番、増谷君。

○1番（増谷 憲）

総事業費は5億5,000万円で、国費50%と今、御答弁いただいたんですかね。あとの財源はどうなるのかということもあるんですが。一部休止によって、例えば、紙すきで働いておられる方々のその休んでおられる期間はどうか、その辺のアフターケアの問題とか、それから、今回あわせて経営診断委託料も計画していますが、建物がいいものできても、やっぱり中身を充実させていくということがこれから特に大事になってくるんですが、その点で経営診断の中でどういうふうに考えておられるのか、その点も御説明いただきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

産業課長、福原君。

○産業課長（福原茂記）

質問にお答えします。

まず従業員の方につきましては、できる限り、今言うたように別のところで営業しながら、場所的にはちょっと狭いんですが善用しながら、また紙の製造なんかは、体験はできないわけですが、とりあえず製造所を先につくっておいて、そこで製造をしながら、従来のおりの体験なんかはできないわけですから、従来のおりに働いていただくということは難しいかもわかりませんが、その点についてはできる限りそういう面を考慮していきたいと思っております。

それから、経営診断につきましては、ちょっと私、具体的に中身的なことはよくわからないんですけども、今後経営診断をして、国の補助、22年から25年までの事業です。この事業の推進に当たっては、基本的には交流人口の増加というものを目的にしてるわけです。ここをこうすればこれくらい増加するだろう、交流人口がふえるだろうという私どもの方での数字を出しているわけです。これの検証、いわゆるそういう専門家による検証、それから交流人口がふえることによる経済的な影響、そういうものをこの経営診断において検証していくと。これも国に対してこれを示して、当初のこの計画の一つの裏づけにしていく。また、この完成後、基本的にふるさと開発公社がほとんどの施設の運営主体ですが、今後の運営の参考にしていくとい

うことで、全般的に専門家の御意見を聞くということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（前勢利夫）

1 番、増谷君。

○1 番（増谷 憲）

もう一度質疑をさせていただきますけども、経営診断のことについても具体的なことは述べられなかったので、やはり経営のあり方、これはほんとにどう客を呼び込むかということが大事なので、ぜひ担当課だけでなくみんなで考えていって、呼び込めるように努力していただきたいと思えます。

さっき聞くの忘れたんですが、この事業費の中に、今後、温泉の新たな掘削費も含まれているのかどうか、その点、再度御答弁いただきたいのですが。

○議長（前勢利夫）

産業課長、福原君。

○産業課長（福原茂記）

御質問の新たな温泉の掘削については、計画にはございません。

以上です。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第3 議案第81号……………

○議長（前勢利夫）

日程第3、議案第81号、平成22年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第4 議案第82号……………

○議長（前勢利夫）

日程第4、議案第82号、平成22年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第5 議案第83号……………

○議長（前勢利夫）

日程第5、議案第83号、平成22年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、殿井君。

○10番（殿井 堯）

この介護保険についてなんですけども。一般的に、我々は、理解できるのは、今まで保険で、健康保険ないし国民保険で払っていたと。そしたら、65歳になって一応年金に切り替わると。だから、それは、今は強制的でないかもわかりませんが。年金に切り替わるときに、我々の意識では、今までどおり、今度はうまいことバトンタッチして、今度は年金に切り替わって払ってもらえると、そういう解釈でいてるんですけども、その間の1回、2回が空白になると。手渡しでいかんなんと。この説明を、介護でもらう場合は、まったく物すごい年寄りなんです。だから、そこの説明を……

〔殿井議員に話しかける者あり〕

○10番（殿井 堯）

ああ、これ違うんやな。後期やな。ごめん、意味はき違いですね、これ。違いますか。

○議長（前勢利夫）

後期高齢の問題ですか。

○10番（殿井 堯）

うん、そうですね。

○議長（前勢利夫）

介護保険ですか。

〔殿井議員に話しかける者あり〕

○10番（殿井 堯）

そうそう、介護保険です。その次や、ごめん、ごめん。一行忘れまして、申し訳ございません。

〔「もう、終わってる」と呼ぶ者あり〕

○10番（殿井 堯）

終わったんやな。ああ、ごめん、ごめん。すみません。もうそれでいいです。取り消してください。申し訳ない。

○議長（前勢利夫）

はい。ほかに質疑ございませんか。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第6 議案第84号……………

○議長（前勢利夫）

日程第6、議案第84号、平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔私語する者多し〕

○議長（前勢利夫）

改めて申し上げます。日程第6、議案第84号の採決に入っています。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第7 議案第85号……………

○議長（前勢利夫）

日程第7、議案第85号、平成22年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第8 議案第86号……………

○議長（前勢利夫）

日程第8、議案第86号、平成22年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第9 議案第87号……………

○議長（前勢利夫）

日程第9、議案第87号、平成22年度有田川町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第10 議案第105号……………

○議長（前勢利夫）

日程第10、議案第105号 平成21年度有田川町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案は、決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、西弘義君。

○決算審査特別委員長（西 弘義）

ただいま議長の御指名をいただきましたので、御報告いたします。

去る9月8日の本会議において付託されておりました、一般会計及び特別会計決算の認定議案17件のうち、議案第105号、平成21年度有田川町水道事業会計決算認定の件について、9月15日に委員会を開催し、説明員として水道課長ほか課員3名を招き慎重に審査をいたしましたので、審査の経過及び結果の報告をいたします。

平成21年度における水道事業の概要につきましては、給水人口が1万5,459人で昨年度から75人の増加、給水件数については5,680件で99件増加し、対前年度比1.8%の増加となりました。総有収水量は前年度に比べ6万8,000立米増加し、247万5,000立米と対前年度比2.7%増加し、給水収益につきましては対前年度比1.6%の増収となっております。

21年度の収支状況は、当年度純利益が1億1,168万円で黒字決算となりました。前年度の繰越利益剰余金を加算すると、1億3,812万円の利益剰余金が生じております。営業収支の内訳については、給水収益などの営業収益が前年度より1,341万円の増加となり、営業費用については、漏水等の修繕工事などの件数が少なかったことにより前年度に比べ2,211万円減っております。営業利益は3,947万円の増加となっております。資本的な事業については、支出に対し収入が不足しておりますので、損益勘定留保資金等の会計留保資金で補てんしております。また、利益剰余金の処分としては、減債積立金600万円と建設改良積立金1億円を計上し、残りは翌年度へ繰り越すこととしております。

続いて企業債についてですが、平成21年度の償還金は元利合わせて7,701万

円でした。21年度の企業債未償還残高は10億5,850万円と、昨年度に比べ5,122万円の減少となりました。これについては、今年度の建設改良事業の財源に充てるための企業債を発行しなかったことによるものであります。今後についても、企業債に係る将来負担の軽減を図る取り組みとして、会計内の資金状況に応じて借入額を抑制する旨の説明を水道課より受けております。

次に、経営分析を見ますと、有収率は82.6%と昨年度よりは落ちていますが、依然として良好な水準を維持しております。また、供給単価は151.1円で、給水原価の116円を上回っており、料金収入のみで必要経費が賄われており経営状況も良好でありました。今後も経営効率を重視し、老朽管などの更新についても計画的に実施され、有収率を引き続き高い水準で維持するよう要請しております。

次に、議案に係る各委員の主な質疑について申し上げます。

「現在、黒字経営で順調であると思われませんが、将来、維持修繕費等で支出の増大に対応する措置はどのように考えておられるのか」とただしたのに対し、「建設資金の積み立てで対応したい」との回答でありました。また、「未収金についてどのような原因があるのか」とただしたのに対し、「一概には言えないが、住所が不明の方とか未収金の分割を申し出る方が主な原因と考えている」との回答でありました。未収金についてであります。水道料金の滞納は水道利用者全体に負担をかけ、公平・公正の観点からも、断固たる態度で未収金回収のために、給水停止を含め厳正な対応で臨んでいただきたいと思います。

最後に、事業の経済性を高める努力をお願いするとともに、今後とも安心して飲める安定した水の供給体制づくりに、なお一層励まれることを職員の皆様に要望し、審査の経過及び結果といたします。

以上、平成21年度有田川町水道事業会計決算の認定について、委員会では全会一致で認定することと決定いたしましたので御報告申し上げます。何とぞよろしく御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（前勢利夫）

以上、委員長報告は終わりました。

続きまして、委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第 1 1 議案第 1 0 6 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 1 1、議案第 1 0 6 号、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 1 2 議案第 1 0 7 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 1 2、議案第 1 0 7 号、有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第13 議案第108号……………

○議長（前勢利夫）

日程第13、議案第108号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第14 議案第109号……………

○議長（前勢利夫）

日程第14、議案第109号、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第15 議案第110号……………

○議長（前勢利夫）

日程第15、議案第110号、有田川町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、竹本君。

○16（竹本和泰）

我が有田川町も非常に過疎化が急速に進んでいる。特に過疎地域においては、本当に限界集落もふえてきている状況であります。ですから、この立派な過疎計画、絵にかいたもちに終わらんように、精いっぱいこの方向で進んでほしいと思います。職員一丸となって取り組んでほしいなど。特に農業、1次産業が特に低迷をしているところであります。ですから、観光産業に特に力を入れてほしいなというふうに思います。以上です。

○議長（前勢利夫）

要望ですか。

（「はい、要望です」と竹本議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第16から日程第20までの議案5件を一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、日程第16から日程第20までの議案5件を一括議題とします。

日程第16、議案第111号から日程第20、議案第115号までの議案5件については、本定例会第1日目において、産業建設常任委員会に付託されております。委員長より、審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、森谷信哉君。

○産業建設常任委員長（森谷信哉）

議長より御指名いただきましたので、当産業建設常任委員会に付託されました5件について、委員会報告させていただきます。

去る9月8日、議会初日に当委員会に付託されました議案第111号から議案第115号までの有田川町道路線の廃止及び認定に関する5件について、一括して産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

委員会は、9月13日、委員会室において開催し、建設課長及び担当者から付託案件について説明を聴取した後、現地へ出向き慎重に審査いたしました結果、議案第111号については、上中島側道線で高速道路4車線化に伴うつけかえにより廃止することが妥当であり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第112号については、神楽野1号線で高速道路の4車線化に伴うつけかえにより廃止することが妥当であり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第113号については、さきの議案第111号で廃止された町道の機能回復のため新規に認定するものであり、町道認定の基準に該当し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第114号については、さきの議案第112号で廃止された町道の機能回復のため新規に認定するものであり、町道認定の基準に該当し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第115号については、水尻地内にある谷池の周遊する道路であり、消防水利としても利用でき、またかんきつ栽培の道路としても利用でき、町道認定の基準に該当し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

どうかよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上で、産業建設常任委員会からの報告を終わらせていただきます。

○議長（前勢利夫）

委員長報告は終わりました。

……………日程第16 議案第111号……………

○議長（前勢利夫）

日程第16、議案第111号、有田川町道路線の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第17 議案第112号……………

○議長（前勢利夫）

日程第17、議案第112号、有田川町道路線の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第18 議案第113号……………

○議長（前勢利夫）

日程第18、議案第113号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第19 議案第114号……………

○議長（前勢利夫）

日程第19、議案第114号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第20 議案第115号……………

○議長（前勢利夫）

日程第20、議案第115号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第21 議案第116号……………

○議長（前勢利夫）

日程第21、議案第116号、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第２２ 議案第１１７号……………

○議長（前勢利夫）

日程第２２、議案第１１７号、有田川町林業活性化センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第２３ 議案第１１８号……………

○議長（前勢利夫）

日程第２３、議案第１１８号、有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第24 議案第119号……………

○議長（前勢利夫）

日程第24、議案第119号、有田川町健康管理センター、有田川町農林産物振興センター、有田川町生産物販売施設、有田川町農林漁業体験実習館、有田川町林業交流活性化センター、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家、有田川町ふるさとふれあいの丘及び有田川町営キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、森本君。

○9番（森本 明）

質疑を行います。

先般から全員協議会の席上でいろんな御意見がございましたが、私なりに感じるところをひとつ聞かせてほしいと思いますので、しばらくの間、よろしくお願ひします。

ふるさと開発公社は、ごらんのとおり14カ所の施設を束ねるところで、たいへん苦しい状態であろうかと思ひます。経営も困難をきわめていると思ひますけれど。私が言ひたいのは、今後5カ年、ふるさと開発公社へお願ひすると、そういう中で、昨年度は努力して160万円か70万円の黒字が出たと。それは1,500万円を投入してるから出たんであつて、黒字ではないと私は認識してありますが。今後も、その5年間の間にその1,500万円は入ってくるもんだというような考えを起こさないように。毎年200万円でも300万円でも少なくして、みんなに希望的な感觸を与えられるような経営方針をしてほしいと思ひます。

それで、施設の中にはいろいろありまして、益を生むところもあれば、かなり苦しいところもあろうかと思ひます。そういう中で、そういう施設を今後統廃合していくのか、その辺のところの取り組みっていうんですか、それをちょっと保田局長から、今までにもかかわっておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（前勢利夫）

清水行政局長、保田君。

○清水行政局長（保田永一郎）

森本議員さんの質問にお答へします。

指定管理制度で指定管理料、これは非常に重要な課題であります。ただ、今後施設も、先ほどの補正予算にもありましたように整備されていきます。それに向かつて十分に担当課と、それから相手方の指定管理者と、これについてはできるだけ軽減できるように、いつまで幾らというようにはちよつと言へませんが、一生懸命努力したい

と思っております。

それと、施設の統合云々の件です。これについては、合併になってから指定管理者の管理業務審査委員会、そこでも期間短縮とか統合とかという話も提言をいただいております。それに基づきまして、例えばふれあいの丘でしたら、期間を思い切って短縮し成功しております。今後もそういう審査委員会の意見を参考にして努めてまいりたい、そのように思っております。

以上です。

(「ありがとうございます。結構です。頑張ってください」と森本議員、呼ぶ)

○議長(前勢利夫)

17番、亀井君。

○17番(亀井次男)

関連してであります。この前も全員協議会の際にいろいろ発言をさせていただきました。このふるさと開発公社で14事業で、今の施設について運営審査委員会等でいろいろ御検討されて、今の局長さんの話のように取り組んでいただいております。ただ、基本的に指定管理というものについては、管理料を払うものと違って、そこから幾ばくか、最低改築に5年やったら5年、3年やったら3年でいろいろ家の手入れというものはしていかなんと、そういうもんへ積み立てたり。また、一般のところについては土地、建物、資材、すべて自己資金で賄うと。ただ、いろいろないきさつがあって、いろいろ努力してくれておりますが、指定管理料をもらって当たり前やという気にならないでほしいという点が1点と。

それともう1点、どうしてもこの温泉の方についたら、ほかのところは努力してるんやけど、温泉施設については非常に苦しいとこういう話をお聞きするんですが、やっぱりこの有田郡市に温泉協会とかいろいろな専門家もあると思うので、そういう方々にも御指導を仰ぐように、また町長、担当課長とかいうような形の中で、いろいろ専門家的な、できるだけ何回もお客さんが来ていただけるようにどうしたらええのかというような話し合いは今持っておるのか。また持っていなかったら、今後持つ気があるのか、その点だけお聞きしたいと、こう思います。

○議長(前勢利夫)

町長、中山正隆君。

○町長(中山正隆)

ふるさと開発公社の14施設については、いろいろな努力をさせていただきました。例えば山の家であったら、本当に夏の間だけしかあけないとか、ふれあいの丘も実はもう何か月も休暇をとらせたり、あるいはスライダーを撤去させたり、いろんな経営努力というか、改善をやっているところであります。ただ、亀井議員のおっしゃったとおり、二川温泉、それから健康館あさぎり、特に二川については宿泊とレストランが非常に黒字を出していると。その中で、その黒字分を賄えないほど温泉が赤字を出し

ているのは事実であります。いろんな検討もしたんやけど、それは果たして温泉にとつたら、レストランと宿泊がどうなるんかと、そこらあたりは検討をこれからしていかなければならないと思いますけれども。御指摘のとおり、温泉の専門家、個人的にも非常に盛況をおさめているところもありますし、一遍そういう方々、あるいは温泉協会というのもありますので、その中ででも皆さん方にいろんな意見を聞いて、温泉のあり方というのをこれから御指導を仰ぎながら、できるだけ温泉で赤字を出さないように努力をしていきたいと思ひます。

(「はい、結構です」と亀井議員、呼ぶ)

○議長(前勢利夫)

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前勢利夫)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前勢利夫)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

[起立全員]

○議長(前勢利夫)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第25 議案第120号……………

○議長(前勢利夫)

日程第25、議案第120号、有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前勢利夫)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前勢利夫)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第26 議案第121号……………

○議長（前勢利夫）

日程第26、議案第121号、有田川町木材利用促進施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

17番、亀井君。

○17番（亀井次男）

今、この木材加工所、どのような経営状況、またどのような運営をしてるのか、担当の方からちょっと御説明いただきたい。

○議長（前勢利夫）

産業課長、福原君。

○産業課長（福原茂記）

御質問にお答えいたします。

運営状況であります。今、森林組合の方へ委託して行っております。歳入につきましては7,409万8,000円、歳出についても7,457万9,000円、収支は48万1,000円のマイナスとなっております。前年の収支は101万8,000円の黒字ということで、大体収支ほぼ拮抗しているというのが現状であります。

運営状況といいましても詳しいことはわからんのですけども、今、この森林組合で指定管理の関係で9名の方が仕事をしていております。非常に間伐材等の加工、また森林組合で受けた、ほとんどが切り捨てになりますので、その中でも条件のいいところは持ってきて間伐材を加工しているという形で、ほとんどが間伐材の中でなかなか利用価値の高い材の流通というのは非常に現在のところ厳しい状況だというふうに聞いております。

以上です。

○議長（前勢利夫）

亀井議員、よろしいですか。

17番、亀井君。

○17番（亀井次男）

「収支とんどん、ちょっとマイナスで」、何か各担当課の説明を受けるようで、非常に残念であります。平成17年にできて、我々、平成18年に有田川町が合併して、3月にあの施設へ行かせてもらったら、6人ほど来て火に当たって、機械が動いてな

いので、「これ何ですか」って問うたら、「いや、オイルが凍って機械動かせんのだよ」というような流れの中で。いろいろ町長もてこ入れというのか、先ほどの温泉の話ではないけど、「木材のいろいろ知ってる人に御指導もいただいたらどうですか」と言うて、平成19年度であったら黒字が出たと、こういうような話をされておりました。

今度また合併して5年目になって。間伐材でとか、木材をそこで加工して、できるだけ林家へお金が戻るようにという形の中でこれを建てて、その中でまた、町の施設で全体がこうあるので。その中で、水分を飛ばす機械もある、また防虫剤の注入器とかもあると。それがフルに活用できてないと、このように思う。

全員協議会のときにも、町長さんにもお願いしたんが、「できるだけ木材協同組合とかいろいろな形であそこがもっと使われるような指導が必要ではないかな」、「そう思う」というような話であったんで、それで今の現状を一応産業課で聞かせていただいて。やっぱり「これでええんや」というものと違って、大きな土地と施設に投資を旧清水町のときにして、有田川町としてこの債務を引き継いできてる。この中で、ふるさと開発公社の14の施設みたいに、赤字を出して当たり前やと。同じように金屋町で指定管理してる場所は40万円しか上がらなくても35万円出してくれたり、これは今してくれてるわけやしよ。清水地区だけは当たり前ということはおかしい。特にこの利益の上がる木材加工所については、もっと力を入れるように、行政局長も、産業課長も、助さん格さんで町長の姿勢に進んでいただきたい。町長の考えと、おまんら二人の考えをお聞きしたいと、こう思います。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

木材加工センター、亀井議員がおっしゃるとおりですね、結構フル稼働してない施設、乾燥室あるいは防虫施設、そういうのも一回今度、木協の方とも相談して、できるだけあいたときは、もう安くても御利用いただけるように、またしていただくようにこれから一遍交渉して、できるだけ黒字を多く生むように。また、今のところ間伐材のことで林家へお金を返すというのは非常に厳しい面もありますけれども、いろんな面を含めてみんなに御利用いただけるように、一遍、木協の方とも早急に話をさせていただきたい。

それから、清水には海瀬さんという大きな山主さんがありますので。この前一回、町長室へ来てくれて、もう3年ほど前です。「ぜひ海瀬さんに入ってもらわんと、うまいこといのかんや」という話をさせてもうたら、「わしも、もう来年から自動車やめて山一本でやるんや」ということで非常に期待をしてたんですけども、またちょっと自動車の事情があって、今のところ戻れないということで。また、そんなに長くないうちに戻ってきてくれると思ってます。

この間も産業課から、ぜひ海瀬さんに一遍お会いできる時間をつくっていただきたいということをお願いしております。あらゆる方向で、大きな施設でありますし、できるだけ遊んだときがないように、いろんな方にあいたときは木協の方に使ってもらえるように、あるいはまた使ってもらえるように、これから進めていきたいなと思います。

○議長（前勢利夫）

清水行政局長、保田君。

○清水行政局長（保田永一郎）

亀井議員の質疑にお答えします。

この森林組合にゆだねるこの加工施設、これについては有田川町にとって、特に清水の奥の山の林家にとっては非常に大事な施設であると思っております。この前の全員協議会でも提言いただいたことなどについて、担当課長と一緒に、一生懸命みんなに喜ばれる施設になるように努めたいとそう考えております。

以上です。

○議長（前勢利夫）

17番議員、よろしいですか。

（「はい、もうええわ」と亀井議員、呼ぶ）

10番、殿井議員。

○10番（殿井 堯）

的を外れんようにしっかりしゃべります。

これは余談なんですけども。今、亀井議員からは、「おまえら二人、説明せえ」で、これはいかがなものですか。これは余談で、議長に一応提案しておきます。やっぱり、町長の答弁を求めます、管理の課長へも求めますとかそういうようなので、「おまえら」という言葉はちょっと議場ではいかがなものかと思うんですけども。これは余談です。

木材組合、有田川町庁舎、そして今度、吉備中学校の校舎、金屋の庁舎、これをするときに、もう既に森林組合で買えとか、木材組合で買えという方針で、紀州材を使うように言うてやっていますね。ただ、そのやるときには、もう木材組合で仮に加工、水抜き、加工をやって既に何に向かってその何をやっていますか、今現在。ただ、御坊あたりの木材組合で買うてきて、それをあてがう。これは紀州材です、木材組合から入ってるっていうのではなしに。もう既に、もうぼつぼつとそういう用意をしてなかったらいかん状態ですね。だから木材組合で、現在、金屋庁舎のそれをもう既になされてるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

とにかく町内の施設については、有田川町の材木を使うという方針でやってますけれども、まだ金屋庁舎についても発注はしてないので。これはここの部分というのはやってませんけれども、できるだけ、あのぐらいの大きな木材加工場であれば、来月から注文するというのではなしに、常にある程度これからもストックしてもらえるように、ここらも指導していきたいなと思います。ただ、まだ庁舎の発注をしてないので、この部分の木はこれやというようなことはなってませんが、中学校はもっと先でありますし、ある程度ストックしてもらえるように、これからもお願いをしていきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

10番、殿井君。

○10番（殿井 堯）

木材っていうのは、乾燥するのにでも、前もってある程度木出ししてやらんと、そんなに何か月でできるものと違います。その証拠に、第三保育所なんかは、もう既に半年前とかそれぐらいに、もう加工にかかってたはずなんです。だから急にやって、木材組合から材木を仕入れせえと言うたら、もう今既にある程度図面と並行してやってなければ間に合わないでしょう。間に合わないときには、御坊とか奈良とかあっちの方向で紀州材やって、こういう名目ではやっぱり成り立たんでしょう。やっぱり地場産業を大事にするんなら、もう今から当然ある程度図面が上がってきてますね。構想ができてますね。だから、どこへどの木使うて、ここへどの木使うてということは内容的にわかってるんなら、今から既に森林組合の方へ要望をしとかんと、そんなに水抜きとか、防腐剤入れたり、そんなの簡単に1カ月や2カ月でできんでしょう。だから、その点は間に合うんか。やっぱり木材組合を重点にして使うてあげると言うてるんやから、どういう構造で、どういうふうになされるか、的確なお答えをしてもらえれば一番うれしいのですけども。

○議長（前勢利夫）

総務課長、山田君。

○総務課長（山田清美）

殿井議員の質疑にお答えします。

金屋庁舎に関しましては、構造上、鉄骨構造という形になっております。そのため木材についても内部の装飾材料が主になってきます。そのため、基本的に丸太を乾燥するとかそういう形の使用ではないという設計になってます。

以上です。

○議長（前勢利夫）

10番、殿井君。

○10番（殿井 堯）

そういうことで、ある程度、地場産業を大事にするって言うのなら、前倒しにして、

なるべくなら木材、この総合センターから買えるような状況に持って行ってあげやんと、急に言うたら、あそこでは準備できやんと思うんです。だから、それを準備するのに、よその木材組合から買わんなん、そういうことのないように、前もってある程度その段取りをしてあげたらいいのではないかと思いますけども。

○議長（前勢利夫）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

殿井議員の御質疑にお答えします。

もちろん加工センターのものを使うというのはほんまに大前提で、わかり次第できるだけ早く発注をせんと多分間に合わんと思いますので、できるだけ早く向こうと交渉するようにしていきたいと思います。

（「よろしくお願ひします」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ございませんか。

1番、増谷君。

○1番（増谷 憲）

同じ121号についての質疑になりますが、この指定管理に基づく議案が先ほどから6つ、今回のやつを入れて出ていますけども。一つは、この木材加工センターだけではないんですが、その指定管理先が仮に経営が不振になってきて大変な状況になった場合を想定したとき、一番心配するのが、経営破綻の場合までいったら、債権者が一つ出てくるわけですね。そしたら、その債権者が資金を回収するために施設とか設備、博物館であったら置いてある高価な所蔵品ですね、こういうものが差し押さえられるなど、公共の貴重な財産が取られてしまうということも、この制度によって可能性が十分あるわけですが。その点、そういうことのないように十分注意する必要があると思うんですが、その点ちょっといかがかなという問題と、それから6つの議案の中で、一つだけ指定管理が出てないところがありますよね、まだ。これについてはどうされるのかというのを、お考えをまずお聞きしておきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

6つの今の管理委託してるところについては、ふるさと開発公社もいろんな努力をして、もちろん1,500万円を入れた中ですけれども、ちょっとばかり黒字、今年度も黒字決算が出るん違うかなというところでやってきてます。そういうことが起こらないように、すぐにあしたもう倒産するよという話ではないと思うので、指定管理したからといってもう任すのではなしに、指定管理の管理委員会というのもありますし、そこら辺で常に見守っていきなさいなと思います。もう一つの施設についても、実

はもう指定管理の方向で今話し合い中であります。

(「だから指定管理で、それでいいんですよ。だから指定管理の中身を聞いているわけです。指定管理をどういう方でやってくるか、公募とか」と増谷議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

まだ今のところ、それは検討中です。

(「今検討中と」と増谷議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

はい。あそこも、どんどん広場のことと違いますか。

(「いやいや、しみず園。指定管理やったしみず園です」と増谷議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

しみず園ですか。ごめんなさい。しみず園は指定管理の方向でいきます。

(「だから指定管理でいくの」と増谷議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

一応今のところ公募ということで進めていきたいと。

(「指定管理の中の公募ということですね」と増谷議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

そうです。公募の方向で調整をしていきたいと思います。これも何人か、もう既に入所してあるし、空白がつくれんということで、これも早急に決めて、指定管理の方向でやっていきたいなと思います。

○議長(前勢利夫)

1番、増谷憲君。

○1番(増谷 憲)

まだ出てきていない問題ですけども、今後、十分決定については配慮してやっていただきたいと思います。

○議長(前勢利夫)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前勢利夫)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(前勢利夫)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 7 議案第 1 2 3 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 7、議案第 1 2 3 号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第 2 9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 9、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました、継続調査を要する所管事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありま

す。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第30 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第30、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました、特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第31 議員派遣の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第31、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

よろしくお願い申し上げます。

……………日程第32 議長への委任について……………

○議長（前勢利夫）

日程第32、議長への委任についてお諮りします。

本定例会におけるすべての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成22年第3回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 11時08分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 前 勢 利 夫

4 番 議 員 東 武 史

15 番 議 員 中 山 進